

【書式9】訴状


訴 状

平成 年 月

日

〒457 - 名古屋市再生区過払1丁目2 - 3

電話・FAX 052 - -

原 告 永 年 刈 田 

〒160 - 東京都千代田区 4丁目5 - 6 金満ビル3階

被 告 アイミス株式会社

上記代表者代表取締役 タケミ・スティーブン

不当利得返還等請求事件

訴訟物の価額 金3万3538円

貼用印紙額 金1000円

名古屋簡易裁判所 民事部 御 中

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金3万3629円及び内金3万3538円に対する2005年1月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決ならびに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

被告は、無担保・利息制限法の法定利率を超える高金利の貸付けを主要な業務内容とする貸金業の登録業者である。原告は、建設業関係の会社に勤める会社員である。

第2 過払金返還請求権の根拠

- (1) 過払金元金（推定計算パターン）

2001年10月25日、原告と被告は、金銭消費貸借契約を締結し(会員番号123- -05)、原告は金5万円を借入れ、その後、別紙「法定金利計算書」(甲2)記載のとおり借入と返済を繰り返した。

これを利息制限法1条1項所定の法定利率に照らし、引直計算をすると金3万3629円の過払金が発生している(甲2)。

なお被告は、 年 月 日以前の取引経過を開示しないので、それ以前の取引は原告の手持ち資料およびその記憶に基づき再現した。

(1) 過払金元金(残高無視パターン)

原告(会員番号123- -05)と被告は、遅くとも 年 月 日より、継続的消費貸借取引を始め、その後、別紙「法定金利計算書」(甲2)記載のとおり、2005年1月25日に金銭消費貸借契約が終了するまで借入と返済を繰り返した。

(2) 悪意の受益者

被告は、貸金業の登録業者であり利息制限法の法定金利を越える金利で貸付をしていることを知りながら、原告より利息の返済を受けていた。よって被告は、悪意の受益者であるので、5%の利息(利息残合計金91円)を付した。

被告は、原告の損失によって、法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得ている。よって、不当利得返還請求権に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

証拠方法

- | | |
|-------|--------------------|
| 甲第1号証 | 取引履歴照合表(被告作成) |
| 甲第2号証 | 法定金利計算書(原告作成) |
| 甲第3号証 | 内容証明郵便(過払金返還請求通知書) |

付属書類

2 . 甲号証の写し

各 1 通